

平成二十三年九月三十日受領
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質一七八第三八号

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出我が国における攻めの農林水産業を展開していく上での風評被害対策に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出我が国における攻めの農林水産業を展開していく上での風評被害対策に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出に取り組む生産者団体等に対し、輸出先の国及び地域において実施する販売促進等のための活動を支援しているところである。また、外務省において、在外公館等を通じ、輸出先の国及び地域の政府等の輸入担当部局の職員、報道関係者等を我が国に招へいし、生産地等を視察し我が国の農林水産物・食品の安全性を説明する取組を行っている。

二について

内閣官房、外務省及び農林水産省においては、我が国における農林水産物・食品の安全性を確保するための取組、我が国の農林水産物・食品の魅力等について、輸出先の国及び地域で、各種報道媒体、イベント等を活用して発信することとしており、御指摘のようなテレビコマーシャルの放映については、その手法の一つとして検討する考えである。また、実施に当たっては、地方公共団体、生産者団体等とも連携しながら取り組んでいく考えである。